

盗難仏像の早期返還を求める決議

2012年10月に対馬市で盗難にあった長崎県指定有形文化財である対馬市小綱の「観音寺の観世音菩薩坐像」については、令和5年2月1日の韓国大田高裁において「第一審判決を取り消す」という、判決が言い渡され、ひとまず安堵したところである。

しかし、浮石寺はこの判決を不服として韓国の最高裁へ既に上告している。この上告は、日韓両国も批准している文化財の不正な海外流出を規制し、原産国や原所有国での保存・保護を原則とする国際条約に反し、不法であることは明白であり、到底受入れ難い訴えであり、強い憤りを禁じえない。

対馬は古から朝鮮半島との交流の架け橋の役割りを果たして来た。また、「朝鮮通信使に関する記録」は、2017年10月に両国で受け継がれて来た誠信交隣の関係が評価されユネスコ世界の記憶へ登録された。

本年2月25日には約3年ぶりに対馬と釜山間の国際航路が再開し、今後徐々に出入国規制が緩和され、両国間の交流も盛んになって行くと予想される。しかし、この盗難仏像裁判の行方次第では、その流れに水をさすことになりかねない。

我々対馬市議会は、浮石寺が上告を取り下げ、所有者である観音寺へ仏像が早期返還されることを強く願う。それと共に、韓国司法当局におかれましては、国際法を遵守し、盗難物件は元の所有者へ速やかに返還するという極々当然な最終判決が一日でも早く下され、観音寺への盗難仏像返還が早急に叶うよう強く要望する。

以上、決議する。

令和5年3月15日

対馬市議会